

<保証を受けられる方>

保証を受けられる方は、『揮発油販売業経営合理化基金』に出捐金(*1)を拠出した揮発油販売業者等(以下「出捐者」という。)と、出捐者から利用承諾(*2)を受けた揮発油販売業者等であって、現在石油協会保証付残高の無い方。

ただし、揮発油販売業者の場合は、原則として同一都道府県内で1年以上揮発油販売業を営んでいる方であることが必要です。

(*1):出捐金とは、石油協会の『揮発油販売業経営合理化基金』へ資金を拠出することをいい、その対価として信用保証制度を利用する権利が与えられることとなります。

出捐金と国庫補助金とで造成されている『揮発油販売業経営合理化基金』は、債務保証の引当財源となっているため、いったん拠出された出捐金は返還できません。

出捐金は1口5万円単位で、1給油所につき最高36口180万円、1企業につき最高60口300万円までが出捐できる範囲です。したがって10カ所を超える給油所をもつ企業でも、60口300万円を超える出捐はできません。ただし、現在は出捐金を募集しておりません。

(*2):利用承諾とは、出捐金を拠出していない揮発油販売業者が、石油協会の信用保証制度を利用し運転資金等の手当をしたい場合、または、出捐額を持つがそれに見合う保証額以上の保証を受けたい場合には、他の出捐者の所有する出捐額の利用をすることで、その目的を達するための制度が出捐額の利用承諾です。

○利用承諾を受けることができる範囲

a. 非出捐者……6口30万円まで

b. 出捐者………自己の出捐額の6倍まで

○利用承諾を与えることができる範囲

自己の出捐額から被保証金額に対応する出捐額と利用承諾中の出捐額の合計額を差し引いた残額が、その時点での利用承諾を与えることができる範囲です。

(事例1)

揮発油販売業者(出捐者=1SS所有)が小口個別事業用運転資金(保証割合95%)として2千万円を借入れる場合の必要となる出捐口数は

借入金額:2,000万円

石油協会保証金額:2,000万円×95%=1,900万円

必要出捐額:1,900万円÷(1口5万円×100倍)≒4口

(事例2)

揮発油販売業者(非出捐者=1SS所有)が出捐者からの利用承諾を得(出捐額=6口)、小口個別事業用運転資金を借入れる場合の借入金額は

石油協会保証金額:(1口5万円×100倍)×6口=3000万円

借入金額:3000万円÷95%≒3150万円